法人税

裁決 ) F 0 - 2 - 1 1 9 6

(事前確定届出給与/対象となる職務執行期間の判断/罰金の分割払いに係る利息) 役員給与については、法人税法施行令69条4項に規定する届出期限までにその定めの内容に関 する届出がされ、その届出内容どおりに支給されており、事前確定届出給与の各要件を充足す る、②罰金の分割払に係る利息は、法人税法55条4項1号に規定する「外国又はその地方公共 団体が課する罰金又は科料に相当するもの」に該当しないとして処分が全て取り消された事例 (平成30年4月1日から令和2年3月31日までの各事業年度の法人税の各更正処分・全部取 消し・令05-02-03裁決)

【仙裁(法)令4-11】

【情報公開法第9条第1項による開示情報】

## 概要

## 〔裁決の要旨〕

- 本件は、審査請求人が、事前確定届出給与として所轄税務署長に提出した届出書に基づ き支給した給与の額及び請求人が外国から課された罰金を分割払したことによる利息の額 を、それぞれ支払った事業年度の損金の額に算入して法人税の申告をしたところ、原処分 庁が、当該役員給与は過去の職務執行の対価であることから事前確定届出給与に該当せ ず、また、当該利息は罰金に相当するものに該当するから、いずれも損金の額に算入でき ないとして、法人税の更正処分をしたのに対し、請求人が、原処分の全部の取消しを求め た事案である。
- 2 本件においては、各役員給与が当職務執行期間における職務執行の対価であるか否かが 争われているところ、請求人においては、役員給与の各人への支給額等の決定権限は、株 主総会から取締役会に適法に委任されており、各取締役が選任(再任)された定時株主総 会と同日に開催された取締役会において、各役員給与の支給内容が決定されたことについ て、当事者間に争いはなく、当審判所の調査及び審理の結果によっても、その事実が認め られる。そうすると、本件各役員給与が当職務執行期間における職務執行の対価であるか 否かは、取締役会が各役員給与を当職務執行期間における職務執行の対価として決定した か否かによって判断すべきである。
- 3 取締役の報酬等の額については、毎事業年度の終了後一定の時期に招集される定時株主 総会の決議(本件においては株主総会から委任を受けた取締役会の決議)により、次の定 時株主総会までの間の取締役の報酬等の支給時期及び支給額が定められるのが一般的であ るところ、請求人の定時株主総会と同日開催の取締役会の議事録には、各役員給与をいつ の職務執行に対する役員給与として決定したかを明確に示す記載はないものの、各役員給 与が過去の職務執行の対価であることをうかがわせる記載もなく、むしろ、請求人が、各 役員給与を、同日開催された定時株主総会で選任(再任)された各取締役を対象に、当職 務執行期間における職務執行の対価と認められる毎月の定額報酬の額と合計した上で承認 していたことからすれば、本件各役員給与は毎月の定額報酬と同様、当職務執行期間の職 務執行の対価として決議されたと考えるのが自然である。
- 4 請求人は、定時株主総会と同日開催の取締役会において、当職務執行期間における職務 執行の対価として各役員給与の支給を決定し、法人税法施行令69条4項1号に規定する 決議をしたものと認められる。
  - そして、各取締役は定時株主総会で選任(再任)され、同日から職務の執行を開始した と認められるところ、請求人は上記決議をした日から1月以内に各届出書を提出している から、同条4項に規定する届出期限までに所定の届出をしたものと認められる。
- 5 本件各役員給与については、法人税法施行令69条4項に規定する届出期限までにその 定めの内容に関する届出がされ、その届出内容どおりに支給されたと認められる。また、 本件各役員給与は、その支給時期が7月及び1月であるから、定期同額給与に該当せず、

業績連動給与にも該当しないから、各役員給与は、事前確定届出給与の各要件を充足する と認められる。

- 6 本件利息については、請求人の行為に対して刑罰として課されたものと認めるに足る根拠を見いだせず、本件利息は我が国でいう罰金又は科料に相当するものとは認められないから、法人税法55条4項1号に規定する「外国又はその地方公共団体が課する罰金又は科料に相当するもの」に該当するということはできない。
- 7 本件各事業年度の法人税の各更正処分は違法であり、いずれもその全部を取り消すべきである。

裁決年月日 R05-02-03

コード番号 F0-2-1196

## 本文

## TAINSキーワード

別紙リンク ▼ 別表 審査請求に至る経緯(法人税)

▼ 別紙1 不開示とした部分とその理由

**原本URL** 原本なし

関連判決

